

平成29年度 事業計画

社会福祉法人 秋田県民生協会

1. 経営方針

社会福祉法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日より施行されることに伴い、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実践する責務等が求められることから、地域福祉の推進のため、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導するとともに、既存の制度では対応できない生活課題・福祉需要に即応した公益的取り組みを推進していく。また、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供し、地域福祉の増進に寄与するとともに、地域の期待に応える経営に努める。

2. 重点事項

(1) 利用者に対する基本姿勢について

- ① 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ適切な福祉サービスに努める。
- ② 社会、地域とのつながりを深めるため、地域行事に積極的に参加するとともに、地域住民との交流を促進し、利用者の幅広い生活・ケア環境の整備に努める。
- ③ 防犯体制をより一層強化し、利用者が安心して安全な生活を送れるよう努める。
- ④ 食材課と理容課を通じて、利用者へのよりよい食材の提供と、低額な料金での理容サービスを行う。

(2) 地域社会に対する取り組みについて

- ① 地域における公益的な取り組みとして、生活困窮者自立支援施策への対応の就労訓練事業を積極的に行う。また、福祉有償運送事業と夕食宅配サービス事業を継続していく。
- ② 地域との交流として、各施設の備品や、関係福祉団体へのマイクロバスの貸出し等を行う。
- ③ 地域住民に対し、温泉利用や憩いの場として「さざなみ温泉」を提供し、秋田県民生協会の公益事業としての役割として地域の期待に応えるとともに、障害者への雇用の場として提供していく。
- ④ グループホーム利用者が地域の一員として生活していけるよう支援し、地域住民との交流を図る。
- ⑤ 老人介護支援センターが市街地にあることから、地域で身近にある問題に即応できる相談支援体制を構築する。
- ⑥ 大規模災害に備え、法人内の危険箇所の点検を行うとともに、地域の避難所としての役割に応えることが出来るよう努める。